

入札（見積）に関する注意事項（さいたま市水道局）

次の案件について、被指名業者におかれましては、関係法令、関係書類並びに委託場所等を熟知の上、下記の注意事項を遵守し、入札書を提出してください。

記

契 約 整 理 番 号	2 6 9 9 0 3 7 2 5		
案 件 名	老朽管布設替工事（その 9－38）の実施設計		
委 託 場 所	さいたま市浦和区瀬ヶ崎 2－13－3～3－1－14 外 2 か所		
業 務 担 当 課	南部水道建設課		
設 計 図 書 等	閲 覧 等 の 方 法	電子配布 令和 8 年 7 月 1 3 日(月)～	
	質 問 受 付	令和 8 年 7 月 1 3 日(月) 午前9時 から	令和 8 年 7 月 1 5 日(水) 午後4時
	質 問 回 答	令和 8 年 7 月 1 7 日(金)	
保証金	入 札 保 証 金	①. 免除 2. 入札金額の 5/100	
	契 約 保 証 金	①. 免除 2. 契約金額の 10/100	
履行期限（履行日数）	令和 9 年 1 月 2 9 日	履 行 日 数	
最 低 制 限 価 格	設定する		
そ の 他	－		

（注意事項）

1 入札の無効

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 に定める入札参加資格がない者がした入札及びさいたま市水道局契約事務規程に違反した入札は無効とする。
- (2) 明らかに連合によると認められる入札は、無効とする。

2 設計図書等の閲覧又は貸出し

- (1) 設計図書等の閲覧等の方法を「電子配布」とする場合は、上記配布期間に、入札情報公開システムの発注図書ファイルに掲載する「発注図書公開URLファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロードURLを参照すること。
- (2) 設計図書等の閲覧等の方法を「業務担当課での閲覧又は貸出し」とする場合は、上記貸出期間に、指名通知書（埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）より印刷）を持参の上、業務担当課に申し出ること。
- (3) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。
- (4) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は管財課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。
また、入札への参加に当たっては、さいたま市水道局ホームページ（以下「水道局HP」という。）に掲載している「さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得」を必ず確認すること。

URL <https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/002/index.html>（水道局HPの「事業者の皆さまへ」内）

- 3 その他入札に関して質問のある場合は、事前に申し出ること。
- 4 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5 入札の辞退
入札参加を希望しない場合には、入札を辞退することができる。（システムにより辞退届を提出すること。ただし、やむを得ない場合に限り書面による辞退を認める。）
- 6 入札回数は1回とする。なお、予定価格の110分の100の価格を超えた金額による入札、最低制限価格を設定している場合の最低制限価格の110分の100の価格に満たない金額による入札は、それぞれ無効とする。
- 7 落札となるべき金額の入札をした者が複数あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、入札参加者が入力した任意の数値（3桁）と処理時刻を用いた演算式により、システムによる電子くじを実施する。なお、書面により入札書を提出する場合においては、入札書に任意の3桁の数値を記入すること。
- 8 やむを得ない理由により紙媒体による入札の参加を希望する場合は、紙入札方式参加申請書を入札書等の提出期限までに管財課に提出し、承認を得なければならない。
- 9 問い合わせ
さいたま市浦和区常盤 6－14－16
さいたま市水道局業務部管財課契約係
電話：048－714－3080
電子メール：keiyaku-suido-kanzai@city.saitama.lg.jp

＜建設工事等の入札制度の改正・見直し等については、さいたま市Webサイト（URL <https://www.city.saitama.lg.jp/index.html>）内の「契約課からのお知らせ」をご覧ください。＞